平成２３年（フ）第７６号
群馬県渋川市渋川223番地２　入沢団地２号棟201
債務者　田島　孝子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第９５号
群馬県前橋市城東町４丁目１番１号
債務者　茂木　和夫
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１０１号
群馬県前橋市日吉町１丁目22番地４
債務者　渡邉　政義
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１０２号
群馬県前橋市日吉町１丁目22番地４
債務者　沢井ノヨ子（旧姓鴫原）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１１１号
群馬県前橋市若宮町３丁目16番８―205号　サーパス若宮
債務者　御子柴治男
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１１２号
群馬県伊勢崎市三光町４番６号
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１１３号
群馬県渋川市八木原1150番地２　レオパレスベルベル104
債務者　片岡　瑞帆（旧姓茂木）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１１４号
群馬県伊勢崎市境新栄２番地14
債務者　小松崎　学
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１１５号
群馬県前橋市元総社町939番地36
債務者　中村　剛美（旧姓川尻）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１１７号
群馬県前橋市駒形町593番地56　青木住宅
債務者　山我　幸代（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第８４号
群馬県高崎市飯塚町1479番地５
債務者　佐藤千代美
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１７２号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目３番地23　クローバーハイツ103
債務者　関　　博志
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１１４号
埼玉県深谷市岡2757番地６
債務者　髙島　　恵（旧姓城戸・平塚）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１１８号
埼玉県熊谷市上之852番地　大沢ビル302号
債務者　甲斐亜紀子（旧姓桑島）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第９７号
千葉県浦安市東野１丁目４番37号　コーポ舞網Ⅱ202
債務者　武田　信吾
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４号
新潟市北区白新町２丁目10番８号、前住所新潟市北区太田5146番地１
債務者　小林　　勇
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５号
新潟市北区白新町２丁目10番８号、前住所新潟市北区太田5146番地１
債務者　小林　ヨシ
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
新潟地方裁判所民事部